

## 総務くらし建設委員会会議録

開 会 日	令和4年11月29日（火）午前9時30分
閉 会 日	令和4年11月29日（火）午後2時56分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員長 山田けんたろう 副委員長 伊藤真規子 委 員 石じまきよし 伊藤祐司 大島令子 ささせ順子  なかじま和代 野村ひろし 山田かずひこ
欠席委員	な し
欠 員	な し
会議事件のため出席した者の職氏名	市長 吉田一平 市長公室長 日比野裕行 次長 浅井俊光 人事課長 正林直己 課長補佐 吉田菜穂子 人事係長 宮下直幸 総務部次長（行政、財政担当）福岡隆也 次長（市民、税務、収納担当）高木昭信 行政課長 若杉雅弥 課長補佐 水草 純 庶務係長 佐藤雄亮 税務課長 南谷 学 課長補佐 西本 拓 資産税係長 青山祐司 くらし文化部長 門前 健 次長兼たつせがある課長 磯村和慶 課長補佐 堤 健二 地域協働係長 神谷将行 生涯学習課長 粕谷庸介 課長補佐 山田克仁 スポーツ係長 近藤一英 建設部長 水野 泰 次長 矢野克明

	みどりの推進課長      山本一裕 主幹                      加藤 明 課長補佐                加藤紀子 農政係長                今井哲夫 下水道課長              丸山賢一 課長補佐                水野広道 主任                      野田 聡	計 30 人
職務のため 出席した者 の職氏名	議長                      川合保生 議会事務局長          横地賢一              書記      浅井良和	
会 議 録	別紙のとおり	

別紙

委員長 開会宣言

議長 あいさつ

市長 あいさつ

**議案第 56 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について**

人事課長 議案第 56 号について説明

大島委員 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例改正では、「派遣できる職員に、60 歳以降も特例により管理職を延長させる職員を追加する」とあるが、どのようなことか。

人事課長 定年延長により新たに規定される役職定年延長された職員を、条例第 2 条第 2 項の対象職員に追加するものである。現在、この条例に基づいた職員派遣はしておらず、今後も予定はない。国から示された改正内容にあわせて、この条例も改正する。

大島委員 派遣先はどこが想定されるか。

人事課長 条例には、公益社団法人長久手市シルバー人材センター、公益財団法人愛知県市町村振興協会、社会福祉法人長久手市社会福祉協議会、愛知県農業共済組合、公益財団法人卯塚緑地公園協会、長久手市商工会、愛知高速交通株式会社、株式会社長久手温泉と規定されている。

大島委員 ここ数年で派遣された職員は何人か。

人事課長 公益財団法人愛知県市町村振興協会 1 人、社会福祉法人長久手市社会福祉協議会 12 人、愛知県農業共済組合 1 人、愛知高速交通株式会社 1 人である。平成 30 年度以降の派遣はない。

大島委員 定年退職して株式会社長久手温泉で働いている人は、再任用にあたるのか。

人事課長 定年退職後に再就職していると思うので、再任用ではなく、この条例は関係ない。

大島委員 年度末の人事異動の内示には、定年退職する職員は「退職」と書かれている。どこに再就職するかも記載されるのか。

人事課長 退職者の再就職先としての記載はされない。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

**議案第 57 号 長久手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について**

人事課長 議案第 57 号について説明

大島委員 外部委託になってからも給食調理員が市職員として配置されていたのか。

人事課長 平成 28 年度に小中学校給食の調理業務を委託にしたと聞いている。保育園の給食とアレルギー食の調理、配送業務は直営だったため、市職員を配置していた。令和 4 年度からは全て委託となったため、市職員として調理員の配置はしていない。現状は、栄養士と事務職のみ配置している。

大島委員 給食センターは、オール電化になったので、もうボイラーはないのではないか。

人事課長 以前は重油を燃料としたボイラーを使用していたが、オール電化後は、電気をエネルギー源にしたボイラーを使用している。令和 4 年度から全て委託になったので、委託先の職員がボイラーを稼働させるようになり、現在はボイラー手当を支給している職員はいない。

大島委員 現在の給食センターの職員配置はどのようなか。

人事課長 常勤の正規職員としては、所長、所長補佐、担当者、栄養士の 4 人である。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

**議案第 58 号 長久手市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について**

人事課長 議案第 58 号について説明

大島委員 条例案の別記 1 に記載された段階的な定年の引き上げスケジュール部分がわかりづらい。参考に総務省が示した地方公務員の定年の段階的

引き上げについて委員に資料配付したいので許可を求める。

委員長  
委員長

資料配付を許可する。  
この際、暫時休憩。

<午前9時55分休憩>

<午前9時57分再開>

委員長  
大島委員

休憩前に引き続き会議を再開。

定年を8年かけて段階的に引き上げる法改正がされ、あわせて条例も改正すると理解している。例えば、令和5年度の定年は61歳となっている。令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間に60歳となる人は、61歳まで勤められる。つまり2年間かけて61歳の人退職するという理解でよいか。

人事課長

段階的に定年が引き上がるのは2年に1回である。ただ、退職する本人の年齢、職員の生まれた年度でみていくと、退職する年齢が1歳ずつずれていくことになる。そのため、段階的に定年が引き上がるのは2年に1回だが、職員の生まれた年度としては毎年定年が引き上がる形となる。

大島委員

60歳の誕生日以後は、定年前再任用短時間勤務が可能とのことだが、フルタイムではなく短時間でも働けるようになるのか。

人事課長

令和4年度に60歳を迎える職員は対象にならないため、令和5年度は変わらない。令和5年度に60歳を迎える職員から対象となるため、令和6年度からそういった選択をする職員が出てくることになる。

大島委員

令和6年度からフルタイムとパートタイムを選択できるようになるのか。

人事課長

そのとおりである。

大島委員

定年が延長されても年金は65歳にならないと支給されない。パートタイムを選択した職員は収入が減って生活が大変になるのではないか。

人事課長

現在も年金は支給されていない。現在は、再任用制度を用いて雇用できるようになっている。経過措置期間として、暫定再任用制度による雇用ができるようになっているため、今の雇用状況はそのまま続けられる。経過措置期間は、例えば61歳で定年を迎えた職員は、61歳までは新制度が適用されるが、62歳以降は現行の再任用制度を適用して、65歳まで雇用できる。定年が65歳まで延長された段階で現行の再任用制度はなくなる。

大島委員

情報提供及び勤務の意思の確認の規定を追加するとのことだが、どのようか。

人事課長

60歳に達する日を迎える前年度に、60歳以後の管理監督職の勤務上限年齢による降任に関する制度、定年前再任用短時間勤務に関する制度、そのほか給与及び退職手当などに関する情報を提供する説明会を人事

課で実施する。これらの説明を受けてから、職員は働き方や給料を鑑みて、どの制度を選択するか決めてもらうことになる。その意思の確認方法はまだ決まっていないが、本人の意思を極力尊重して配置していくことになる。

大島委員 職員が客観的に選択できるような制度にならないと、市役所で安心して職務に取り組めないのではないか。

人事課長 現行の再任用制度でも副市長と面談したりしている。詳細は決まっていないので、今ある制度との整合性を鑑みながら、これから決めていきたい。

市長公室次長 家族など周りの環境もあるので、60歳になる1年以上前にあらかじめ本人に説明して、話し合ってもらおう。その結果、60歳で退職する人もいれば、65歳まで働く人もいる。定年後の自分の人生プランをどのように作っていくかは自由である。その問題提起をするための情報提供であって、人事課で採用試験をするための情報提供ではない。本人に次の働き方をしっかりと検討してもらうために情報提供の場を設ける。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

**議案第 68 号 長久手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について**

人事課長 議案第 68 号について説明

委員長 ないようなので質疑及び意見を終了する。

質疑及び意見 なし

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

**議案第 59 号 長久手市個人情報保護法施行条例の制定について**

行政課長 議案第 59 号について説明  
大島委員 現在の条例と大きく異なる点はあるか。  
行政課長 今回は、法改正にあわせた条例制定となる。各自治体で定める部分については、特に変えていない。  
大島委員 罰則はどのようなか。  
行政課長 附則第 4 条に「附則第 2 条の規定により、旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。」と規定した。  
課長補佐 現行の個人情報保護条例では、第 58 条以降に規定されている。法改正に伴い、法律にて罰則が規定された。この条例には特に罰則を規定せず、法律の罰則規定がそのまま適用される。  
大島委員 法律の罰則はどのようなか。  
課長補佐 改正個人情報保護法の第 176 条から第 185 条までの間に規定されている。  
大島委員 法律の規定どおり罰則が適用されるのか。  
行政課長 そのとおりである。  
大島委員 第 11 条で、この条例の運用状況を公表すると規定されているが、どのように行うのか。  
行政課長 現在と同様に引き続きホームページで公表する。  
大島委員 具体的にどのような内容を公表するのか。  
課長補佐 基本的には、個人情報保護に関する申請件数、不服申立て件数などを公表する。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

**議案第 60 号 長久手市個人情報保護審査会条例の制定について**

行政課長 議案第 60 号について説明

大島委員 現在の条例で規定されている個人情報保護審査会の委員と同じ人が任命されるのか。

行政課長 この条例の施行日に同じ人が任命されたとみなされる。

大島委員 この条例の罰則は、個人情報保護法施行条例に規定された罰則よりも軽い。漏らされたことによる社会的な影響や被害についてはどのようになるか。

行政課長 条例上は、審査会の秘密を漏らしたことに対する罰則を規定しているので、この条例以外の規定を用いて損害賠償などの手続きをしていただくことになる。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

委員長 この際、暫時休憩。

<午前 10 時 40 分休憩>

<午前 10 時 50 分再開>

委員長 休憩前に引き続き会議を再開。

### **議案第 61 号 長久手市税条例の一部を改正する条例について**

税務課長 議案第 61 号について説明

山田(か)委員 県内の 45 市町が市税の第一期の納期が 4 月となっているため、本市でも改正すると先の本会議で答弁された。本市では、人口増加が続いていることもあり、納期を現在の 5 月から前倒すことで発生する事務の増加は大丈夫か。

税務課長 事務改善をしており、人員体制に問題はない。

山田(か)委員 全納の納期はどうなるか。

総務部次長 (市民、税務、収納担当)

第一期の納期である 4 月末となる。

大島委員 周知期間を想定して施行日は令和 6 年 4 月 1 日としたとのことである。どのような問題が生じると想定し、1 年間でどういった対策を講じていくのか。

税務課長 周知することが大切だと考えているので、固定資産税の案内封筒にもその旨記載するほか、ホームページ、市広報紙、ケーブルテレビなども活用して周知していく予定である。

大島委員 市民にどのような問題が発生すると想定し、どのような対策をしていくのか。例えば、5月が納期と勘違いしていて、支払わなかった人に対して第二期での納付を認めるなどの対応をするのか。

総務部次長（市民、税務、収納担当）

周知は前年度のみならず、令和6年度にも納税通知書にチラシを同封するなどして注意喚起する。この納税通知を見ていただければ勘違いすることはないと考える。口座振替の時期を勘違いしており、4月末までに振り込みがされなかった場合には、現在と同様に市から新たな納付書を送付し、個別に銀行やコンビニから振り込んでもらうことになる。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

## **議案第 62 号 長久手市都市計画税条例の一部を改正する条例について**

税務課長 議案第 62 号について説明

伊藤(真)委員 納期限までに支払わなかった場合の不利益はあるか。

総務部次長（市民、税務、収納担当）

督促状が届いたり、滞納処分の差し押さえ対象となる。通常どおり支払われれば不利益はない。ただし、金額によっては、日数に応じて延滞金が発生する場合がある。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

**議案第 64 号 長久手市下水道条例の一部を改正する条例について**

下水道課長 議案第 64 号について説明

大島委員 新たに手数料を徴収し、収益の一部にするとのことだが、どれぐらいの収益があると想定しているのか。

下水道課長 令和 5 年 10 月から名古屋市に申請を一括で行えるようになる。今後は指定工事店の指定で 1 件あたり 1 万円、更新で 7,000 円の手数料を徴収する。本市からは名古屋市に対して指定で 1 件あたり 3,080 円、更新で 1,320 円の事務手数料を支払うことになる。これまで指定工事店が廃業していたとしても、把握できていない状況だった。そのため、令和 5 年 9 月末で一旦期限を区切り、各指定工事店に更新の案内をする。現在の指定業者 140 者のうち、約 100 者が更新手続きを行うと見込み、約 70 万円の収入が得られると想定している。今後は 5 年に 1 回の更新が必要となる。

大島委員 下水道の接続率は 9 割を超えるほど高い水準となっている。あと何軒に下水道の接続を行う必要があるか。

下水道課長 具体的な軒数は把握していない。

大島委員 未接続の軒数が少なければ、指定工事店になっても仕事が少ないと思う。指定工事店になると長久手市以外の自治体でも仕事ができるようになるのか。

下水道課長 自治体ごとに指定工事店の登録をすることができるため、市内にある 15 者ほどの指定工事店も、約半数以上は他の自治体でも指定工事店として登録して業務を行っている。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

**議案第 65 号 長久手市体育施設等の指定管理者の指定について**

生涯学習課長 議案第 65 号について説明

山田(か)委員 トレーニング室にトレーナーは常駐するのか。

生涯学習課長 職員2人が必要に応じて、トレーニング室で市民の対応をしていくと聞いている。

山田(か)委員 常駐するのか。

課長補佐 時間を設定して配置されるので常駐はしない。

山田(か)委員 利用率の低い柔剣道場などの活用について提案はあったか。

課長補佐 ニーズを把握しつつ、自主事業などで活用したいと聞いている。

山田(か)委員 柔剣道場だから柔道ということではなく、ほかの用途で活用する提案はなかったか。

課長補佐 文化教室などの提案もあった。

山田(か)委員 指定管理料は上限5,800万円が条件だったが、最終的にいくらで提案してきたか。

生涯学習課長 令和5年度の指定管理料の提案額は5,774万7,000円である。

大島委員 指定管理者選定委員会の評価結果として「指定管理料の提案額」の項目の点数が、候補者よりも高い申請者Aはいくらで提案してきたのか。

生涯学習課長 候補者ではなく、民間企業である申請者Aの不利益になる可能性があるため答えることはできない。

大島委員 申請者Aの方が点数が高いということは、提案額が候補者よりも安かったのか。

生涯学習課長 提案額が安かったため、他の候補者より点数が高くなった。

大島委員 これまでシルバー人材センターに委託していたスポーツの杜の管理については、どうなるのか。

課長補佐 可能な範囲で自社で管理をしたいと聞いている。ただ、シルバー人材センターへの委託については、どのような業務を発注することができるのか、候補者がシルバー人材センターと調整していると聞いている。

大島委員 杵ヶ池体育館の会議室等も利用料金制になるので、スポーツの関係者以外でも使えるようになると思う。候補者からは、どのような提案が来ているか。

生涯学習課長 候補者の持つノウハウを活かし、スポーツだけではなく、カルチャー、学習支援等、ライフステージに合わせた教室を展開していきたいと聞いている。具体的には、英会話教室、天文教室、プログラミング、書道、絵画などの教室を空き時間で展開する提案がある。

大島委員 会議室の利用条件にスポーツ以外でも使えると明記されるのか。

課長補佐 貸し館として会議室を使う場合については、特に候補者から具体的な提案は受けていない。

大島委員 体育施設設置及び管理に関する条例の改正の際に、議会でこういった質疑があったことは伝えていないのか。

課長補佐 まだ候補者の段階であるため、細かい打合せはしていない。

大島委員 議会の審議状況が候補者に伝わっていないのはおかしいのではないか。

生涯学習課長 この議案が議会で可決され、候補者が正式に指定管理者となってから、

その点も踏まえて打合せをしていきたい。

大島委員 指定管理者になった後だと、候補者も民間企業であるため、利益を考えてマイナスになるのであれば、市の要望を受け入れないと思う。会議室の利用枠拡大の件は、仕様書にそういったことを業務として明記するのならよいが、議決してから打合せをするのは順番が逆ではないか。

課長補佐 事業の詳細は指定管理者と協議のうえ、決定するものであると考える。  
大島委員 現在会議室の利用方法について、制限を設けている。今後は、どのようにしていくのか。

くらし文化部長

今回の指定管理は、あくまでも体育施設等が対象となる。その施設の目的にあった事業展開をしていくために条例を改正した。今後は、指定管理者にスポーツ事業を適切に運営していただくことになる。これまで議会のみならず、スポーツ協会などからも意見を受けているので、議会の議決を経てから、会議室の利用方法も踏まえて指定管理者と打ち合わせをしていきたい。

大島委員 市民が市内で活動するための施設が足りなくなっている。遠方の利用者が共生ステーションの会議室まで借りに来ている。それだけ文化活動をするための施設が足りない状況である。杣ヶ池体育館の会議室は、そういった文化活動に最適な場所であると考え。指定管理者制度は市民の利益向上につなげるために公の施設を民間企業が運営するものである。夜間は会議室が空いている時が多いと思うので、市内の会議室の需要に応じて、広く門戸を開くべきではないか。

くらし文化部長

施設が果たすべき役割を第一に考えたうえで、幅広い活用方法、受け皿については、指定管理者と今後協議していきたい。

野村委員 現在の利用者からみて、大きな変更はないか。

生涯学習課長 初年度は、令和4年度に市がやってきたスポーツ教室事業を受託事業として行うことになっている。そのため、利用者にとって大きな変化はない。

野村委員 現在雇用されている会計年度任用職員はどうなるのか。

生涯学習課長 候補者とは、業務の確認の範囲内で定例会議を開いている。現在勤務している会計年度任用職員は4人おり、指定管理開始後も働きたいかどうか候補者が確認しているところである。受付や施設を把握している職員であるため、指定管理者にとっても有利になる。候補者が提案した条件に本人が納得し、希望すれば、そのまま雇用されると考える。

野村委員 給料などが変わるのか。

生涯学習課長 愛知県の最低賃金は確保していると聞いている。

野村委員 スポーツ協会も含めて意見を聞くとのことだが、その都度言えばよいのか。

生涯学習課長 心配ごとがあれば、まずは生涯学習課に相談してほしい。相談を受け

て市と候補者で協議をしつつ、お互いがよりよくなるよう努めていきたい。

大島委員 使用料の減免を受けた分は市が補填するとのことだったが、その金額はいくらか。

課長補佐 指定管理料のうち減免補填分を 270 万円と積算している。実績に応じて年度ごとに精算する予定である。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

#### **陳情第 5 号 地元自治体との連携による経営支援体制確立と地域商工業振興に対する施策の拡充・強化に係る陳情書**

委員長 愛知県商工会連合会及び長久手市商工会から、地元自治体との連携による経営支援体制確立と地域商工業振興に対する施策の拡充・強化に係る陳情書が持参により提出された。委員会としてどのような処置とすべきかについて、意見はあるか。

野村委員 市長あてにも同様の陳情書が提出されているため、善処方を求めることでよいのではないか。

委員長 当該関係機関に善処方を求めることについて、異議はあるか。

<異議なし>

委員長 陳情第 5 号は、当該関係機関に善処方を求めることとする。

委員長 この際、暫時休憩。

<午前 11 時 48 分休憩>

<午後 1 時 15 分再開>

委員長 休憩前に引き続き会議を再開。

#### **所管事務調査**

##### **1 長久手市のパートナーシップ宣誓制度について**

たつせがある課長

長久手市のパートナーシップ宣誓制度について、令和4年4月時点で200以上の自治体で導入されている状況から、本市においてもスピード感を持って議論をしながら導入を検討している状況である。5月には全議員へ説明し、それ以降の一般質問等で議会からも意見を受けている。そして、10月には総務くらし建設委員会の行政視察に随行し、東京都足立区の取り組みを勉強させていただいた。このパートナーシップ制度は、性的マイノリティ等の2人が、パートナーシップ関係にあることを市に宣誓する制度である。民法の婚姻制度とは異なり、法律上の効力が生じるものではないが、自分らしい生き方に寄り添うことを目的とした制度となる。

次に、県内の状況について説明する。制度の類型について、3つの視点で分類した。1つ目として、制度の必要事項を定める方法には、要綱型と条例型の2種類があり、県内では制定した14自治体のうち、要綱型13自治体、条例型1自治体となっている。制度を取り巻く環境が急速に変化しているということを踏まえて、迅速かつ柔軟に対応ができる要綱型が採用されている傾向にある。2つ目として、ファミリーシップ制度とは、パートナーシップ関係にある2人に未成年の子どもなどがいる場合、そのファミリーシップ関係を宣誓できる制度である。資料では5自治体となっているが、最新の情報では6自治体が導入している。3つ目として、事実婚について、性的マイノリティの2人だけにとどまらず、全ての事実婚を対象にすることで、SOGIによらない、宣誓ができる制度として運用されている。その一方で、対象を広げてしまうことで、性的マイノリティの方々に向けた取り組みであるという目的が曖昧になる恐れがあるという話も聞いている。県内では、確認できるだけで3自治体が対象としている。

次に、制度導入に伴う支援内容について、他市町の事例を紹介する。1つ目として、公的サービスの事例である。パートナーやその子どもであることを証明する宣誓書が交付できるようになる。2つ目として、書類の交付を受けることで、民間企業によるサービスを受けることができる。具体的には、以前は賃貸契約において同性カップルの入居が難しい面もあったが、この宣誓書があれば入居を認めてくれる企業も増えてきた。病院での付き添いや面会、手術の同意なども宣誓書があることで認めもらえる病院が増えてきている。携帯電話や動画配信サービスなどの契約でもファミリープランが適用できるようになると聞いている。

次に、これまでの取り組みを紹介する。1つ目として、6月23日に男女共同参画啓発事業として、文化の家風のホールで演奏付き講演会「歌と時代と男と女」を開催した。昭和から令和の歌謡曲の歌詞やその背景から、男女の考え方の変遷をバラエティ豊かに伝えることで、男女共同について考えるきっかけとした。2つ目として、県の男女共同参画月間にあわせて中央図書館及びリニモテラス公益施設で性の多様性を

テーマとした図書の展示を実施した。3つ目として、協働まちづくり活動補助金のテーマ枠募集により、愛知淑徳大学の学生団体との協働によるLGBTQに関する啓発事業を行う予定である。4つ目として、一般市民、中学生を対象に、第4次男女共同参画基本計画の策定に伴うアンケート調査を実施している。LGBTQの設問を追加し、状況把握をあわせて行っている。5つ目として、他自治体への視察を実施した。県内では、日進市、春日井市の説明会や講演会、職員へのヒアリングを行い、制度を研究した。県外では、東京都足立区の取り組みについて、総務くらし建設委員会の視察に随行して勉強したところである。

次に、今後のスケジュールについては、令和5年1月中旬に男女共同参画推進部会において職員向け研修会として、性の多様性について、職員へ当事者の理解を促すような研修を行っていきたいと考えている。1月20日には、第2回男女共同参画審議会において、パートナーシップ宣誓制度について審議していただく予定となっている。そこで制度のたたき台を示して、2月12日には、LGBTQに関する講演会及びパートナーシップ宣誓制度についての説明を行い、パブリックコメントを経て、制度を確定していきたいと考えている。制度を運用して、当事者の生活や意識の向上だけでなく、多様な生き方を差別なく受け入れることができるような環境を作っていくことを目指していきたいと考えている。

石じま委員 これまでに、市民から意見や要望はきているか。

たつせがある課長

具体的な問合せは1件もない。

大島委員 本市でもファミリーシップ制度まで踏み込んで導入するのか。

たつせがある課長

近隣でも比較的新しく導入した自治体では、ファミリーシップ制度も導入しているので、意見を聞きながら進めていきたい。

大島委員 制度導入により民間企業のサービス事例も示されたが、どのように依頼していくのか。

たつせがある課長

まずは、市役所内部の調整が必要となる。民間企業では、不動産会社、携帯電話会社の意向を確認していきたい。

大島委員 不動産賃貸業の組合などにも市から働きかけを行うのか。

たつせがある課長

ひととおりに声をかけていきたいと考えているが、段階的に働きかけていくことになる可能性はある。一度声をかけて終わりではなく、広げていくことが必要であると考えます。

大島委員 瀬戸市と尾張旭市の状況はどのようなか。

課長補佐

両市ともに制度の検討中と聞いている。

大島委員

公立陶生病院に対しては、3市で足並みが揃わないと働きかけられな

いのか。

たつせがある課長

パートナーシップなどの事例では市民病院など、単独自治体の場合が多い。複数の自治体で構成されている一部事務組合の病院などでは、足並みを揃える必要が出てくるかもしれないので調整することになる。

大島委員 男女共同参画事業として、文化の家で演奏付き講演会「歌と時代と男と女」を実施しているが、演目はどのように選定したか。

地域協働係長 当初は、文化の家で音楽付き講座として計画していた。文化の家から、「テーマを出してもらえれば協力する」との申し出があり、男女協働のテーマを希望したことで実現した。

野村委員 足立区で実施されたような当事者との意見交換会も行うのか。

課長補佐 まずは制度をつくることで声を出しやすくすることが目的である。

野村委員 相談窓口を設置しているところもあるが、どのように考えているか。

課長補佐 制度を進める中で検討していきたい。

大島委員 県内で活動している当事者団体はいないのか。

たつせがある課長

NPO法人ASTAは、当事者等に対して講演会などを実施していると聞いている。

なかじま委員 事実婚も制度に盛り込まれるのか。

たつせがある課長

視察した足立区では、性的マイノリティの人を対象とした制度で、それ以外に範囲を広げると制度がぼやけてしまうという話が印象的だった。男女共同参画協議会でも審議しながら決めていきたい。

なかじま委員 事実婚を制度に盛り込んでいる3つの自治体とはどこか。

課長補佐 蒲郡市、岡崎市、一宮市である。

なかじま委員 制度を利用するためには、どのような申請が必要になるのか。

課長補佐 ある自治体では、申請があればそのまま受け付けていると聞いている。制度をつくる中で協議しながら決めていきたい。

たつせがある課長

市内に住んでいるかどうか要件となる場合があるので、その場合は住民票の添付が要件となる。

地域協働係長 他市町では、宣言にあたって配偶者がいないことを証明するために独身証明書や戸籍謄本の提出を求めているところもある。

ささせ委員 演奏付き講演会「歌と時代と男と女」の参加者は何人か。

課長補佐 213人である。

ささせ委員 アンケートは、中学生全員を対象とするのか。

地域協働係長 中学生向けのアンケートは、2年生を対象とし、約650人に対して実施済みであり、現在集計中である。

ささせ委員 職員向けの研修を実施するとのことだが、どのような内容か。

地域協働係長 LGB T Qの基礎的知識を身につけ、誤解を招くような発言をしない

ように研修を行いたいと考えている。職員には制度について理解してもらい、どのような支援ができるのか照会をかける場にもしていきたい。

なかじま委員 足立区での申請数を長久手市の人口に割り戻すと年間2件程度になる。単独の自治体で実施すると効率がよくないと考えるが、近隣市町と共同でルールを作ることは考えていないか。

たつせがある課長

市町の境で大幅に制度が変わることは避けたいと考えている。東京都の23区内での連携事例を参考にしていきたい。東京都が制度を導入したこともあり、愛知県でもそういった制度ができると連携する側も効率的であると考えている。

伊藤(真)委員 制度設計の際に、事実婚を含めるとなると文言はどれだけ変わるのか。

たつせがある課長

要綱には、パートナーシップの関係性が何かという定義が書いてあり、一方または双方が性的マイノリティであることが条件となっていることが多い。自治体によっては、SOGIによらないという表現になっているところもある。足立区で聞いたとおり、申請者の内心について何を以って証明するのかという問題もある。そのため、たとえ事実婚の人が申請してきたとしても断ることはできない。明記はせずにグレーゾーンとしている自治体もあると聞いている。先ほど例示した3市では、明記している。その点も踏まえて今後検討していきたい。

なかじま委員 公的なパートナーとしての証明書となるため、民法の重婚を防ぐような仕組みは必要と考える。SOGIによらない生き方に寄り添うのであれば、あまり厳しい制度にするのではなく、一緒に助け合って暮らす、片方が入院したら面会できるようになることの方が大事ではないか。LGBTQだけに特化して制度を作らないほうがよいと考える。法律の婚姻とは異なるということを明確にした制度にした方がよいのではないか。

たつせがある課長

発端としては、LGBTQの人々の生きづらさを解消するための制度としてクローズアップされてきた経緯がある。まずは、そこに寄り添った制度であるべきところから始まっている。そういった人々が弱い立場と決めつけて手を差し伸べることはいけないと考えているので、バランスのとれた制度としていきたい。

大島委員 公営住宅には入れない单身者も救えるような制度にならないか。

たつせがある課長

まずは制度を始めて、意見を聞きながら、よりよく変えていく必要があると考える。

山田(か)委員 アパートなどへの入居について、管理会社が許可しても、大家が許可しなければ、入居できないのではないか。また、パートナーシップ宣誓は何回でもできるのか。

たつせがある課長

大家の理解があって初めて成り立つ制度だと聞いている。パートナーを解消してから、新たにパートナーシップ宣誓するのは問題ない。

山田(け)委員 大家が拒む場合も考えられるがどうするのか。また、広域で連携すれば、例えば日進市や瀬戸市の物件も双方で斡旋することができるのではないかと考える。広域での連携が必要ではないかと考えるが、どうか。

課長補佐 大家が市民であれば、制度を理解していただけるように周知していく必要がある。この制度は、制度自体を受け入れてくれる基盤がなければ意味がないものである。長久手市だけで宣誓しても、パートナーが他市町に住んでいる場合もあるので、近隣市町だけでも連携が図れるようにしていきたいと考えている。

委員長 質疑がないようなので長久手市のパートナーシップ宣誓制度についての所管事務調査を終了する。

委員長 この際、暫時休憩。

<午後 2 時 02 分休憩>

<午後 2 時 15 分再開>

委員長 休憩前に引き続き会議を再開。

## 2 長久手市における給食用有機米の生産及び導入について

みどりの推進課長

市内の水稻の耕作面積は 70.39 ヘクタール、耕作放棄地の面積は 16.5 ヘクタールである。

あいち尾東農業協同組合が行っている休耕田管理や農作業について、保全管理は市内 6 筆、合計面積は 0.38 ヘクタールである。農作業受託については、土壌改良材散布、耕起、代掻き、田植えなどの春作業のうち 1 つでも行っている水田面積は 18.16 ヘクタール、稲刈りなどの秋作業を行っている水田面積は 24.28 ヘクタールである。

次に、本市の小中学校及び保育園給食について、給食センターに確認した。1 年間で使う米の量は、令和 5 年度の見込みでは、米飯の 1 日の食数は、小中学校 7,111 食、保育園 869 食の合計約 7,980 食である。委託米飯給食の実施日数は、小中学校が年 161 日、保育園が年 115 日である。1 日あたり、精米 607 キログラム、年間 95 トン相当が必要となる。これを有機米にした場合、本市の耕作状況では 25 ヘクタールの耕作地が必要であり、水稻耕地面積の約 35 パーセントを占める。本市は、給食用米飯を長久手市産の米で全て賄うことは困難であり、有機米とした場合に必要な量を確保することはさらに困難と考えられる。仮に、25 ヘクタールの面積を有機栽培で耕作した場合、人件費や燃料代を含まない物材費だけで約 950 万円、1 ヘクタール当たり 38 万円かかる計算とな

る。

次に、まず学校給食用米飯が届くまでの流れを説明する。小中学校及び保育園給食用米飯は、給食センターで作る炊き込みご飯などを除き、愛知県学校給食会の委託を受けた炊飯委託工場で製造され、直接各小中学校及び保育園に配送されている状況である。材料は、愛知県学校給食会が、JA愛知経済連と契約して、95項目の残留農薬検査をした玄米を搗精工場で精米して、受託工場に納入されている。愛知県学校給食会が用意する米以外を使用することも、可能ではあるが、有機米とした場合には、米だけでも倍以上のコストがかかる計算となる。

最後に、有機米の耕作については、労働時間や生産コストの大幅な増加や、病気や害虫が流行した場合に、即効性のある農薬が使えない場合もあり、経営的にハイリスクであるなど、課題が多く、生産者の熱意と、努力が不可欠な上、収穫量も早期に増大が見込まれない状況である。市としては、生産者側の発意があれば、可能な限り協力はするが、現時点では、積極的な耕作者の存在を把握していない状況である。また、給食を有機米とした場合、本市の水稻耕地面積の約35パーセントが必要となる。有機農業に関する取り組みとして、現在、農楽校で有機農法の講義を行っているが、以上の状況から、給食用に有機米を生産することは、困難であると考えている。また、小中学校及び保育園給食の材料としての導入については、所管が異なるため、こちらからの回答を控える。

なかじま委員 有機食材を用いた給食を用意することについては、国から補助金が出ると思う。長久手市産であれば一番であるが、県内産の有機米では補助金の対象にならないのか。

みどりの推進課長

国の補助金については、把握していない。いすみ市は、水稻耕地面積約1,800ヘクタールのうち約33ヘクタールで有機米を生産しているとのことだった。一方で本市の水稻耕地面積は約70ヘクタールしかない。有機米をつくる農地の集積が進んでいかないと市内で有機米を作るとは難しいと考える。面積の問題に加えて耕作者が有機米を作るという熱意がないと難しい。

なかじま委員 東郷町では、年2回程度有機食材を提供していると聞いている。本市でもそれぐらいならば可能なのか。

みどりの推進課長

給食センターの所管事項になると考える。

大島委員 年に1回でも給食で有機米を提供できるとよいのではないか。

みどりの推進課長

給食センターの所管事項になると考える。

大島委員 耕作者の高齢化が進んでおり、農協が多くの耕作地の稲刈りを担っている。これでは今後、休耕田が増えていくことになる。若い人も農業に希望が持てるような政策を市が提案できないか。

建設部長 有機米の給食への提供の根本は、耕作放棄地対策や営農意欲の向上である。そこを所管するみどりの推進課と給食を所管する給食センターとのタイアップのような話になってくる。みどりの推進課だけでは実現できないため、まずは両者で話し合う必要があると考える。現状では、市内の農地集積の問題や、有機JASの取得などの課題もある。農家は、自分の土地を財産と考えているため、単に市の思いだけで利用形態を変えさせて有機農業をやりますということとはできない。農家へのヒアリングを行いながら考えたいと思うが、現状としては非常に厳しいと考える。

なかじま委員 給食のために有機米を作るという一つの目標が、いろいろなところに影響があると考え、話し合いながら進めていただくことはできないか。

みどりの推進課長

生産者の意向も聞いてみたいと考える。

伊藤(真)委員 どのような要因で賄えないのか。

みどりの推進課長

市内には一反農家が多く、自分で食べる目的で米を作る人が多くなっている。流通量が少ないため、長久手市産だけでは賄うことができない。現在は、あいち尾東農業協同組合管内産、愛知県内産という形で補っている。

伊藤(真)委員 一反農家が生産した米を売却する際は、経費を超えていないのか。

みどりの推進課長

一般的に、売却価格は経費を下回っている。

伊藤(真)委員 給食用として売却すると値段は変わるのか。

みどりの推進課長

買い取り価格は同じであると思う。

大島委員 所管外になるかもしれないが、これまでに出了た質問はみどりの推進課の事業に関連がある。例えば、建設部長は、教育長と、こういう話が出ているが教育委員会の考えはどうだろうというような話し合いをすることすら禁止されているのか。

建設部長 所管が異なり、まだ細かく打合せなどをしていないのでお答えすることができないという意味である。あくまで、みどりの推進課は農業振興の部分、給食センターは生産されたものを消費する部分を所管しており、いわゆる入口と出口の話である。協議すること自体は何ら問題ないので、教育委員会の考え方も聞いてみたい。

伊藤(祐)委員 所管から外れるというのであれば、議会としても教育福祉委員会と合同で調査できるように連合審査会を開けないか検討する必要があると考える。ただ、食育推進計画を作っているのはみどりの推進課である。例えば、この計画に明記されている「食の安全に関する理解促進」については、有機米が有効であると考えてるので、この有機米を子ども達に食べてもらいたいと思っている。食べるだけでなく、食の安全や農家がどのように米を育てているのかも、あわせて教育していく必要がある。

担当課は、この食育推進計画で決めたことを実現できるように努力していく必要があるのではないか。難しいのはわかるが、できないのであればなぜ計画に明記したのか。子どもを対象とするなら、教育委員会との連携は不可欠であるし、大人にも食育を推進してほしい。給食センターを造った時には、食育推進のために会議室まで用意した。年数回は食育関係の講座を開いているかもしれないが、それを給食センターが担当するのか、みどりの推進課が担当するのか分けるのではなく、連携してやっていく必要があるのではないか。食育推進計画に書いてあることをどのように実行していくのか問う。

建設部長 当然、所管課であるみどりの推進課が、目標に向かってどのように実行していくべきか考えていく必要があると考えている。ただ、所管課だけではできないこともあるので、教育委員会や子ども部などとも連携して一緒に考えながら推進しているのが実態である。有機農業についても、できればチャレンジしていきたいとは思っているが、話の最初にまずは給食センターでということもあったので、難しいとお答えした。これは、決してやらないということではなくて、努力はしていく。農家に対するヒアリングなどを通じて、市内で有機農業ができるのかも含めて実態調査をし、教育委員会とも相談しながら、進めていくという考えは持っている。

伊藤(祐)委員 まずは、二、三人から小さな面積で始めてもよい。そこから発展させて有機米や有機野菜を作っていけばよい。食育推進計画を策定したみどりの推進課が、安心して食べられる食べ物は何か、どんなものを作ったらよいのか発信する。例えば、こういったものを作ったらどうかと農協に提案して、タイアップするなどして取り組んでいかないか。

建設部長 一度、農協などとも話をしていきたい。

委員長 質疑がないようなので長久手市における給食用有機米の生産及び導入についての所管事務調査を終了する。

委員長 委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長 閉会宣言

午後 2 時 56 分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

令和 4 年 11 月 29 日

総務くらし建設委員会委員長 山田けんたろう